

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 管理係	
許 認 可 等 名	指定事業者（第一号訪問事業・第一号通所事業）の指定 （指定の更新を含む。）	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第115条の45の5第1項（指定） 第115条の45の6第1項（指定の更新）	
連 絡 先	（電話 621-5587）	
審 査 基 準	基 準	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6に定めるとおり。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成29年 4月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 10日（ <u>（休日を除く）</u> ・休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成29年 4月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）